

## 介護保険料

▶問い合わせ  
☎高齢福祉課 ☎0287(62)7191

10月に予定される消費税増税に伴い、介護保険料の軽減を強化し、次のとおり改正します。

段階	対象者	保険料年額(保険料の調整率)	
		平成30年度	平成31(2019)年度
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	29,100円 (基準額×0.45)	24,300円 (基準額×0.375)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	38,800円 (基準額×0.6)	30,700円 (基準額×0.475)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	45,300円 (基準額×0.7)	43,700円 (基準額×0.675)
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	58,300円(基準額×0.9)	
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	64,800円(基準額)	
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	74,500円(基準額×1.15)	
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	81,000円(基準額×1.25)	
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	97,200円(基準額×1.5)	
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	129,600円(基準額×2.0)	
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	145,800円(基準額×2.25)	



## 5月11日～20日は「事故にあわない、おこさない」 春の交通安全市民総ぐるみ運動です

▶問い合わせ  
☎生活課 ☎0287(62)7127

この季節は、まだ道路の歩行に慣れない新入学児童や、散歩を楽しむ高齢者の姿を多く見かけます。このような歩行者を見かけたら、減速・徐行・一時停止をするなど、「思いやりのある」運転を実践しましょう。

4つのポイント

### 1 3S運動を実践

子どもや高齢者に優しい運転を実践しましょう

- (1) SEE  
子どもや高齢者をいち早く発見する、動きをよく見る
- (2) SLOW  
子どもや高齢者を見たら減速する
- (3) STOP  
危険を感じたら停止する



### 2 走行ルールを確認

自転車は原則、車道の左側を通行します



### 3 夜間運転に注意

前照灯早め点灯と上向き切替えを心がけましょう



### 4 飲んだら乗らない

飲酒運転は絶対にしないでください



## 財政運営の安定化を図るため

## 各種保険料(税)の軽減率などを改正します

### 国民健康保険税

▶問い合わせ  
☎課税課 ☎0287(62)7120

法定軽減は、前年中の世帯の所得が一定の金額以下の場合、均等割額と平等割額を7・5・2割軽減する制度です。今回の見直しで、5割軽減と2割軽減の判定所得基準を次のとおり改正し対象者を拡大します。

#### 法定軽減の判定所得基準の改正

法定軽減判定所得基準	5割軽減	基礎控除額(33万円)+28万円×被保険者数
	2割軽減	基礎控除額(33万円)+51万円×被保険者数

法定軽減は、世帯主や被保険者が収入の申告をしていないと、受けることができません。

次に該当する人は収入申告が必要です。

- ①平成30年中に収入がない20歳以上の人
- ②収入が遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人

#### 65歳以上の旧被扶養者<sup>\*</sup>の減免

均等割額・平等割額の5割減免期間が2年間に見直されます。加入後すでに2年間が経過している人は、平成31(2019)年度からは減免が適用されません。

<sup>\*</sup>家族の会社の健康保険などの被扶養者から、被保険者であった人が後期高齢者医療保険制度へ移行したことにより、国民健康保険に加入した人。

### 後期高齢者医療保険料

▶問い合わせ  
☎県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

所得の低い人などへの保険料の軽減特例措置は、平成29年度から、世代間・世代内の負担公平などの観点から段階的に見直されています。

#### 所得の低い人への軽減割合

保険料は、所得に応じて負担する所得割額と加入者全員が等しく負担する均等割額の合計額となります。均等割額が本来7割軽減のところ、特例措置として9割軽減、8.5割軽減となっていた人の軽減率が見直されます。

均等割額軽減	平成30年度	平成31(2019)年度
	9割軽減	8割軽減
8.5割軽減	8.5割軽減 <sup>*</sup>	

<sup>\*</sup>8.5割軽減の人は、年金生活者支援給付金の支援対象とならないことを踏まえ、平成31(2019)年度は8.5割軽減が継続されます。

世帯の判定所得基準を次のとおり改正し、所得が低い人に対する均等割額軽減の対象者を拡大します。

均等割額軽減判定所得基準	5割軽減	基礎控除額(33万円)+28万円×被保険者数
	2割軽減	基礎控除額(33万円)+51万円×被保険者数

#### 家族の会社の健康保険などの被扶養者だった人への軽減

均等割額の5割軽減される期間が、制度加入から2年間に見直されます。加入後すでに2年間が経過している人は平成31(2019)年度からは軽減されません。

<sup>\*</sup>所得が低い人を対象とした均等割額8割、8.5割軽減に該当する場合は、そちらが優先されます。